

2025 年 6 月
株式会社シード

採用活動における行動方針

はじめに

先般、厚生労働省において、就職活動中の学生(就活生)に対する「就活ハラスメント」を防ぐための対策を定めておくことを企業へ義務付ける方針案を示しており、2026 年には男女雇用機会均等法上の正式義務になる見込みであることから、当社は、就活生の皆様に安心して就職活動を行っていただけるよう、採用活動における行動規範を制定することといたしました。

皆様に対して当社社員がパワーバランス上優位にある立場を利用して、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを引き起こすことのないよう、人権を尊重、重視した行動の厳守を社員に対して周知徹底いたします。

・就活ハラスメントの定義

採用する企業やその社員が優越的な立場を利用して、就職活動中の学生に行うハラスメントを指します。

・就活ハラスメントに該当する行為

- ✓ 就活生に対しての性的な冗談やからかい、性的な関係の強要
- ✓ 個人的な食事やデートへの執拗な誘いや不必要な身体への接触
- ✓ 誘いを拒否等したことによる就活生への不利益取り扱い
- ✓ 面接時の性的または性差別的な質問

・就活ハラスメントへの対応

1.社員への周知

採用活動に携わる役職員、従業員を対象にセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを引き起こすことのないよう周知徹底いたします。

2.社員(OB/OG)訪問について

会社を通じてのご紹介はしておりません。なお、大学等を経由して当社社員に OB/OG 訪問を実施されることは問題ございませんが、対応する社員は面会日時や場所、就活生の氏名等を事前に採用担当に届け出ることとします。

3.就活生の皆様と社員との面会(採用イベント)のルール

✓ 面会方法

・WEB(Zoom、Teams等) ・ 対面(複数名の社員) ※1対1での対面の面会は禁止いたします。

✓ 面会場所

会社施設(本社、鴻巣研究所等)、または 社外のオープンスペースで実施いたします。

✓ 時間

WEB 平日 9:00～19:00 ・ 対面 平日 9:00～18:00

✓ 就活生との連絡

会社メール、または会社携帯電話を使用し、ご連絡いたします。

4.就活ハラスメント相談窓口

当社の採用活動(任意の OB/OG 訪問を含む)時のハラスメントに関する相談・苦情・質問は、以下の窓口へご相談ください。こちらへのご相談が、当社の選考・合否結果に影響することは一切ございませんので、安心してご相談ください。

【採用活動に関するハラスメント相談窓口】

メールアドレス: harassment-recruit@seed.co.jp

以上